平成２４年（フ）第１４１８号
京都市伏見区桃山町大島38番地２　桃山南団地14棟306号
債務者　廣岩　祐子
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５１号
京都市山科区御陵別所町77番地
債務者　田中　知子
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３５７号
香川県さぬき市造田是弘550番地７
債務者　岡本　裕幸
1　決定年月日時　平成25年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１１１号
福岡市中央区春吉２丁目16番４号
債務者　佐村佐和子
1　決定年月日時　平成25年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第１１２号
福岡市中央区春吉２丁目16番４号
債務者　佐村　聖子
1　決定年月日時　平成25年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第１１号
山梨県南アルプス市下宮地２番地　サンハイツフジＡ―11
債務者　蹴揚　久雄
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４号
長野県松本市大字岡田下岡田22番地１　荒川ハイツ207、前住所長野県塩尻市大字広丘原新田192番地１
債務者　笠原　一美
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第９１２号
北九州市門司区大字畑2027番地
債務者　馬場　和人
1　決定年月日時　平成25年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１７４号
北海道苫小牧市明野新町２丁目６番10号　エスポワール明野202
債務者　横山　健志
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第８７１号
仙台市泉区南光台南２丁目20番18号　コーポ132Ｄ
債務者　吉川　正則
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９０１号
仙台市若林区若林１丁目13番29号　シャーメゾングッチⅡ202、従前の住所仙台市太白区長町南２丁目15番24号　フラッツ長町南201
債務者　佐々木幸治
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３９号
秋田県由利本荘市岩城道川字浅田54番地
債務者　今野　幸雄
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第２２号
岐阜県各務原市緑苑東１丁目５番地　緑苑東19棟306
債務者　坂　　敏晴
1　決定年月日時　平成25年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第６０６号
神戸市北区鹿の子台北町２丁目７番３―201号
債務者　谷一　喜隆
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６０７号
神戸市北区鹿の子台北町２丁目７番３―201号
債務者　谷一　佳奈
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１２４号
兵庫県三木市志染町吉田930番地、従前の住所神戸市西区桜が丘西町３丁目19番地の17
債務者　河野　尚美
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１３５号
兵庫県三田市三田町36番７号　202号、従前の住所大阪府大東市深野１丁目２番22号
債務者　永野　由夏
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部